

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日に当
たるときの、そ
の翌日)

目 次

◇ 告 示 町の区域の変更（市町村振興課）

青少年に有害な図書類の指定（児童家庭課）

被爆者一般疾病医療機関の指定（健康対策課）

被爆者一般疾病医療機関の指定の辞退（ 〃 ）

被爆者一般疾病医療機関の名称等の変更（ 〃 ）

土地改良事業の認可申請の適否の決定（農村整備課）

国土調査法による事業計画の変更（ 〃 ）

県道の区域の変更（道路課）

県道の供用の開始（ 〃 ）

土地区画整理法による換地処分（都市計画課）

都市計画の決定予定（ 〃 ）

都市計画の変更予定（四件）（ 〃 ）

◇ 公 告 准看護婦試験の実施（医務薬事課）

告 示

鳥取県告示第七百六十三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、境港市長から次のとおり町の区域を変更する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

この町の区域の変更は、土地区画整理法（昭和二十九年法律第十九号）第百三条第四項後段の規定による米子境港都市計画事業弥生土地区画整理事業（二工区）の換地処分の公告のあった日の翌日からその効力を生じる。

平成七年十二月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する町の名称	同上の区域（平成七年八月一日現在の地番による。）
浜ノ町	浜ノ町の全域 大正町二二の六の一部 明治町五四の一の一部、五四の四の一部
大正町	大正町のうち二二の六の一部以外の区域 明治町五三の三、五四の一の一部、五四の四の一部
明治町	明治町のうち五三の三、五四の一、五四の四以外の区域

鳥取県告示第七百六十四号

鳥取県青少年健全育成条例（昭和五十五年十二月鳥取県条例第三十四号）第十三条第

一項の規定に基づき、同項第一号に該当する青少年に有害な図書類を次のとおり指定したので、同条第二項の規定により告示する。

平成七年十二月八日

鳥取県知事 西 尾 昭 次

指定番号	種 別	図 書		表示された発行記号等	発 行 所 名
		題 号	類 別		
5 4 2 2	雑誌その他 の刊行物	フリフリ69 ニヤン 8月号	テ イ ン ン	A S - 1	ア ズ 出 版 社
5 4 2 3	〃	ニヤン 倶楽部	テ イ ン ン	雑誌コード 17017-8	株 式 会 社 コ ア マ ガ ジ ン
5 4 2 4	〃	ザ・シ ン ユ ガ ー	テ イ ン ン	雑誌 04167-09	株 式 会 社 サ ン シ ユ ガ ー
5 4 2 5	〃	プロク ン ド ア イ ッ ク 8 月 増 刊 号	テ イ ン ン	雑誌 16516-8	株 式 会 社 サ ン シ ユ ガ ー
5 4 2 6	〃	ニル キ ー 通 信	テ イ ン ン	雑誌コード 08407-8	株 式 会 社 サ ン シ ユ ガ ー
5 4 2 7	〃	A V い だ て ん 情 報	テ イ ン ン	雑誌 01323-08	株 式 会 社 サ ン シ ユ ガ ー
5 4 2 8	〃	ア イ ッ ク S & M ス ナ イ バ ー 8 1 増 刊 号	テ イ ン ン	雑誌 02034-8	株 式 会 社 サ ン シ ユ ガ ー
5 4 2 9	〃	オ レ ン ジ 通 信	テ イ ン ン	雑誌コード 02189-9	株 式 会 社 サ ン シ ユ ガ ー
5 4 3 0	〃	愛 の 花	テ イ ン ン	S - 0 3 4	株 式 会 社 サ ン シ ユ ガ ー
5 4 3 1	〃	白衣の聖女は夜に轟めく	テ イ ン ン	S - 0 3 5	株 式 会 社 サ ン シ ユ ガ ー
5 4 3 2	〃	指だけじゃ困るの	テ イ ン ン	N O . 5 9	株 式 会 社 サ ン シ ユ ガ ー

5 4 3 3	〃	お嬢さん羞恥レックスン	夜遊び	雑誌 NO. 7 4	北陽出版
5 4 3 4	〃	夜遊び	1995.8	雑誌 09011-08	株 式 会 社 メ テ イ ア ッ ク ス
5 4 3 5	〃	パナナ通信	1995.9	雑誌 17591-9	株 式 会 社 メ テ イ ア ッ ク ス
5 4 3 6	〃	漫画ストロング	12月号	雑誌 03693-12	株 式 会 社 メ テ イ ア ッ ク ス
5 4 3 7	〃	漫画絶対MAN-ZOKU	12月号	雑誌 08317-12	株 式 会 社 メ テ イ ア ッ ク ス
5 4 3 8	〃	漫画ピクタクイム	9月号	雑誌 18383-9	株 式 会 社 メ テ イ ア ッ ク ス
5 4 3 9	〃	不倫妻美乳の香り	漫画オリソピア12月号増刊	雑誌コード 07588-12/15	株 式 会 社 メ テ イ ア ッ ク ス
5 4 4 0	〃	COMICダツシュ	漫画ダイナマイト12月号増刊	雑誌コード 05980-12/15	株 式 会 社 メ テ イ ア ッ ク ス
5 4 4 1	〃	漫画バンプ	9月号	雑誌コード 05955-9	株 式 会 社 メ テ イ ア ッ ク ス
5 4 4 2	〃	録画テープ	過剰露出スーパーAV版 尾崎リカ	I S - 0 1 4	株 式 会 社 メ テ イ ア ッ ク ス

鳥取県告示第七百六十五号

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）第十九条第一項の規定に基づき、被爆者一般疾病医療機関を次のとおり指定したので、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則（平成七年厚生省令第三十三号）第二十五条において準用する同令第十五条の規定により告示する。

平成七年十二月八日

鳥取県知事 西 尾 昭 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
鳥飼内科	倉吉市昭和町一丁目六二	平成七年十一月七日
田本歯科クリニック	米子市旗ヶ崎二丁目六一八	平成七年十月一日
ながれ歯科クリニック	東伯郡赤碓町大字赤碓一八〇〇一四〇	平成七年十月四日
鳥取県看護協会訪問看護ステーション	鳥取市江津三二八一一	平成七年十一月二日

鳥取県告示第七百六十六号

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第十七号）第十九条第二項の規定に基づき、次のとおり被爆者一般疾病医療機関から指定辞退の申出があったので、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則（平成七年厚生省令第三十三号）第二十五条において準用する同令第十八条第二項の規定により告示する。

平成七年十二月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	辞 退 年 月 日
田本歯科医院	米子市立町三丁目一〇〇	平成七年九月三十日

鳥取県告示第七百六十七号

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則（平成七年厚生省令第三十三号）第二十五条において準用する同令第十七条第一項の規定に基づき、被爆者一般疾病医療機関から次のとおり名称又は所在地を変更した旨の届出があったので、同令第二十五条

において準用する同令第十七条第二項の規定により告示する。

平成七年十二月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

届出医療機関	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
鳥取市青葉町二丁目一〇五 医療法人恵聡会中尾歯科医院	名称	医療法人恵聡会	医療法人恵聡会 中尾歯科医院	平成七年九月四日
鳥取市西町二丁目一〇二 一 一 有限会社常田薬局	所在地	鳥取市西町二丁目一〇一	鳥取市西町二丁目一〇二一	平成七年十一月一日

鳥取県告示第七百六十八号

鳥取市が行う土地改良事業（中山間地域総合整備事業東郷地区農道整備）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成七年十二月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 縦覧に供する書類
- 二 土地改良事業計画書及び条例の写し
- 三 縦覧に供する期間
- 四 縦覧に供する場所

平成七年十二月十一日から二十一日間

縦覧に供する場所

鳥取市役所
四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七百六十九号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第六条の三第二項の規定に基づき定められた地籍調査に関する県の計画に基づく平成七年度における郡家町、船岡町、八東町、東郷町、関金町、北条町及び西伯町が行う事業計画を次のとおり変更したので、同条第五項の規定により告示する。

平成七年十二月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

調査を行う者の名称	調査区域		調査期間	調査面積 (平方キロメートル)
	変更前	変更後		
郡家町	八頭郡郡家町大字市谷及び大字西御門の各一部	八頭郡郡家町大字市谷、大字西御門及び大字久能寺の各一部	〇・二九 平成八年三月三十一日まで	〇・七六
	八頭郡船岡町大字下濃、大字上野、大字福井及び大字榎福の各一部	八頭郡船岡町大字下濃、大字上野、大字船岡及び大字坂田の各一部	〇・五〇	〇・八二
	八頭郡八東町大字重枝、大字北山、大字枝、大字南、大字富枝、大字妻鹿野及び大字志谷の各一部	八頭郡八東町大字重枝、大字北山、大字枝、大字南、大字富枝、大字妻鹿野及び大字志谷の各一部	二・一九	二・四二
	八頭郡八東町大字重枝、大字北山、大字枝、大字南、大字富枝、大字妻鹿野及び大字志谷の各一部	八頭郡八東町大字重枝、大字北山、大字枝、大字南、大字富枝、大字妻鹿野及び大字志谷の各一部	二・一九	二・四二
	八頭郡八東町大字重枝、大字北山、大字枝、大字南、大字富枝、大字妻鹿野及び大字志谷の各一部	八頭郡八東町大字重枝、大字北山、大字枝、大字南、大字富枝、大字妻鹿野及び大字志谷の各一部	二・一九	二・四二

東郷町	関金町	北条町	西伯町	変更前	変更後
				面積	面積
東伯郡東郷町大字長江の一部	〇・六一	東伯郡関金町大字関金宿、大字郡家、大字安歩及び大字山口の各一部	一・四九	〇・六一	〇・五八
〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	東伯郡北条町江北の一部	三・五九	〃	〃
〃	〃	〃	四・五〇	〃	〃
〃	〃	〃	二・六七	〃	〃
〃	〃	〃	三・四三	〃	〃

鳥取県告示第七百七十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成七年十二月八日から二週間鳥取県土木部道路課（鳥取市東町一丁目二二〇）において一般の縦覧に供する。

平成七年十二月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

路線名	変更前後別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
鳥取河原用 瀬線	変更前	八頭郡河原町大字弓河内字田中七〇―一地先から同町大字小畑字湯道面一六―一地先まで	四・九 } 一五・〇	八〇八・〇
	変更後	八頭郡河原町大字弓河内字田中七四―一地先から同町大字小畑字狭谷二九―二地先まで	四・九 } 二五・五 } 一一・〇 } 一二・八	七六〇・〇 六七九・〇

鳥取県告示第七百七十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり県道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成七年十二月八日から二週間鳥取県土木部道路課（鳥取市東町一丁目二二〇）において一般の縦覧に供する。

平成七年十二月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

路線名	区 間	供用開始の期日
鳥取河原用瀬線	八頭郡河原町大字弓河内字田中七〇―一地先から同町大字小畑字湯道面一六―一地先まで	平成七年十二月十一日

鳥取県告示第七百七十二号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百三条第三項の規定に基づき、境港市から米子境港都市計画事業弥生土地区画整理事業（二工区）の宅地について換地処分をした旨の届出があったので、同法第四項の規定により告示する。

平成七年十二月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第七百七十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十八条第一項の規定に基づき、次の都市計画を決定しようとするので、同法第十七条第一項の規定により告示する。

当該都市計画の案は平成七年十二月八日から同月二十二日まで鳥取市役所（鳥取市尚徳町一一六）及び国府町役場（岩美郡国府町大字町屋三〇五―一）において公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成七年十二月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 都市計画の種類及び名称

鳥取都市計画用途地域

二 都市計画を定める土地の区域

第一種低層住居専用地域

- 鳥取市浜坂、浜坂二丁目、浜坂三丁目、北園二丁目、美萩野一丁目、美萩野二丁目、美萩野三丁目、三津、伏野、湖山町南二丁目、湖山町南三丁目、布勢、桂見、東町一丁目、栗谷町、江崎町、馬場町、中町、上町、東今在家、桜谷、正蓮寺、

大杓、面影一丁目、雲山、海蔵寺、若葉台南二丁目、若葉台南三丁目、若葉台南五丁目、若葉台南六丁目、若葉台北六丁目及び生山の各一部並びに浜坂五丁目、北園一丁目及び湯所町一丁目の全部

第一種中高層住居専用地域

鳥取市浜坂、浜坂東一丁目、浜坂一丁目、浜坂二丁目、浜坂三丁目、浜坂四丁目、浜坂七丁目、北園二丁目、覚寺、円護寺、美萩野一丁目、美萩野三丁目、伏野、江津、秋里、青葉町一丁目、青葉町二丁目、青葉町三丁目、丸山町、湯所町一丁目、湯所町二丁目、東町三丁目、上町、中町、立川町一丁目、立川町二丁目、立川町三丁目、立川町四丁目、立川町五丁目、卯垣一丁目、卯垣二丁目、卯垣三丁目、卯垣四丁目、卯垣五丁目、卯垣、滝山、岩倉、大杓、面影一丁目、東今在家、吉成、吉成一丁目、吉成二丁目、吉成三丁目、宮長、吉成南一丁目、吉成南二丁目、古海、徳尾、湖山町北二丁目、湖山町北三丁目、湖山町北四丁目、湖山町北五丁目、湖山町、湖山町西一丁目、湖山町南一丁目、湖山町南四丁目、湖山町南五丁目及び若葉台南二丁目の各一部並びに浜坂六丁目の全部並びに若美郡国府町稲葉丘一丁目、稲葉丘二丁目、奥谷一丁目、奥谷二丁目、奥谷三丁目、分上二丁目、宮下及び大字宮下の各一部並びに稲葉丘三丁目の全部

第二種中高層住居専用地域

鳥取市秋里、賀露町、立川町五丁目、大杓、東今在家、南吉方町三丁目、新、雲山、大覚寺、吉成二丁目、徳吉、南長三丁目、南長三丁目、緑ヶ丘二丁目、緑ヶ丘三丁目、湖山町北三丁目、湖山町北五丁目、湖山町北六丁目、湖山町南二丁目、湖山町南三丁目、布勢、美萩野一丁目及び松並町二丁目の各一部並びに若美郡国府町新通り一丁目、新通り二丁目及び新通り三丁目の各一部

第一種住居地域

鳥取市浜坂、覚寺、丸山町、北園二丁目、江津、秋里、松並町一丁目、田島、西品治、田園町二丁目、田園町三丁目、田園町四丁目、南町、薬師町、新品治町、寿町、相生町一丁目、相生町二丁目、相生町四丁目、東町二丁目、東町三丁目、西町三丁目、西町四丁目、片原四丁目、片原五丁目、材木町、行徳二丁目、行徳

三丁目、栗谷町、江崎町、掛出町、包丁人町、中町、元大工町、寺町、吉方温泉二丁目、吉方温泉三丁目、吉方温泉四丁目、吉方町一丁目、吉方町二丁目、立川町二丁目、立川町三丁目、立川町四丁目、立川町五丁目、卯垣一丁目、卯垣二丁目、卯垣三丁目、卯垣四丁目、卯垣、岩倉、大杓、南吉方三丁目、雲山、新、大覚寺、的場、正蓮寺、叶、叶一丁目、西大路、宮長、富安、吉成一丁目、吉成二丁目、吉成三丁目、吉成、吉成南町二丁目、富安二丁目、古市、桜谷、安長、古海、徳尾、緑ヶ丘二丁目、賀露町、湖山町西一丁目、湖山町、湖山町南一丁目、湖山町南二丁目、湖山町南五丁目、湖山町北二丁目、湖山町北四丁目、湖山町北六丁目、湖山町東一丁目、湖山町東五丁目、布勢、桂見、海蔵寺、若葉台南一丁目、若葉台南二丁目、紙子谷、南隈及び晩稲の各一部並びに田園町一丁目、相生町三丁目、西町五丁目、玄好町、大榎町、大工町頭、御弓町及び立川町六丁目の全部並びに若美郡国府町分上二丁目、分上四丁目、奥谷二丁目、奥谷三丁目、新通り二丁目、新通り三丁目、新通り四丁目、宮下、大字宮下及び大字町屋の各一部並びに分上一丁目、分上三丁目、新町一丁目及び新町二丁目の全部

第二種住居地域

鳥取市若葉台南五丁目、若葉台南四丁目及び生山の各一部

近隣商業地域

鳥取市松並町一丁目、松並町二丁目、松並町三丁目、安長、覚寺、丸山町、田園町二丁目、田園町三丁目、田園町四丁目、青葉町一丁目、青葉町二丁目、青葉町三丁目、秋里、田島、西品治、薬師町、新品治町、寿町、相生町一丁目、相生町二丁目、相生町四丁目、東町一丁目、東町二丁目、東町三丁目、西町一丁目、西町二丁目、西町三丁目、西町四丁目、西町五丁目、片原一丁目、片原二丁目、片原三丁目、片原四丁目、片原五丁目、本町五丁目、茶町、元魚町四丁目、川端五丁目、行徳一丁目、行徳二丁目、行徳三丁目、元大工町、戒町、寺町、吉方温泉一丁目、吉方温泉二丁目、吉方温泉三丁目、吉方町一丁目、立川町二丁目、湯所町二丁目、材木町、湖山町西一丁目、湖山町、湖山町北二丁目、湖山町北二丁目、湖山町北三丁目及び湖山町北六丁目の各一部並びに鍛冶町及び浦屋町の全部

商業地域

鳥取市掛出町、江崎町、戒町、吉方温泉二丁目、吉方温泉三丁目、吉方、富安一丁目、富安二丁目、天神町、幸町、行徳二丁目、南町、片原二丁目、片原三丁目、片原三丁目、片原四丁目、片原五丁目、本町五丁目、茶町、元魚町四丁目、川端五丁目、西町一丁目、西町二丁目、海蔵寺、紙子谷及び若葉台北六丁目の各一部並びに尚徳町、上魚町、若桜町、職人町、弥生町、末広温泉町、永楽温泉町、東品治町、扇町、栄町、今町二丁目、今町三丁目、瓦町、本町二丁目、本町三丁目、本町四丁目、二階町一丁目、二階町二丁目、二階町三丁目、二階町四丁目、新町、元魚町一丁目、元魚町二丁目、元魚町三丁目、川端一丁目、川端二丁目、川端三丁目、川端四丁目及び元町の全部

準工業地域

鳥取市幸町、天神町、富安、富安一丁目、吉方、南吉方一丁目、南吉方二丁目、南吉方三丁目、立川町五丁目、吉方温泉四丁目、岩倉、大杓、雲山、新、正蓮寺、吉成、吉成二丁目、吉成三丁目、大覚寺、的場、宮長、叶、叶一丁目、吉成南町一丁目、吉成南町二丁目、古市、緑ヶ丘二丁目、緑ヶ丘三丁目、南安長二丁目、南安長三丁目、安長、徳吉、秋里、津ノ井、杉崎、賀露町、南隈及び晩稻の各一部並びに興南町、立川町七丁目及び商栄町の全部並びに岩美郡国府町新通り一丁目、新通り二丁目、新通り四丁目及び分上四丁目の各一部

工業地域

鳥取市古市、幸町、天神町、宮長、叶、叶一丁目、正蓮寺、雲山、南栄町、津ノ井、安長、岩吉、秋里、湖山町東二丁目、湖山町東五丁目、香取、祢宜谷、古海、徳尾、南隈、晩稻、賀露町、江津、若葉台南一丁目及び若葉台南六丁目の各一部並びに千代水一丁目、千代水二丁目、千代水三丁目、千代水四丁目、湖山町東三丁目、湖山町東四丁目及び若葉台南七丁目の全部

工業専用地域

鳥取市港町、本高、北村、安長、岩吉、湖山町東五丁目、古海、南栄町、叶、宮長、徳吉、船木及び津ノ井の各一部並びに五反田町の全部

鳥取県告示第七百七十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定に基づき、次の都市計画を変更しようとするので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により告示する。

当該都市計画の案は平成七年十二月八日から同月二十二日まで鳥取市役所（鳥取市尚徳町一一六）において公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成七年十二月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 都市計画の種類及び名称

鳥取都市計画公園九・六・一号布勢総合運動公園

二 都市計画を変更する土地の区域

追加する部分

鳥取市桂見字東村土居

変更する部分

鳥取市桂見字坂畑ヶ及び字家ノ前

鳥取県告示第七百七十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定に基づき、次の都市計画を変更しようとするので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により告示する。

当該都市計画の案は平成七年十二月八日から同月二十二日まで鳥取市役所（鳥取市尚徳町一一六）において公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出す

ることができる。

平成七年十二月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 都市計画の種類及び名称

鳥取都市計画道路三・四・十八号晚稲賀露線、三・四・十九号南隈晚稲循環線、三・四・二十号晚稲南隈線、三・五・七号末広滝山線及び三・六・四号立川甌山線

二 都市計画を変更する土地の区域

1 三・四・十八号晚稲賀露線

追加する部分

鳥取市晚稲字白毛、字柿免追後、字追後及び字宮分、南隈字北浦官分並びに賀露町字東長源寺、字西長源寺、字東横枕、字西横枕、字南隈、字石津、字江淵、字上小路ノ巻、字上浜、字神明及び字海岸

2 三・四・十九号南隈晚稲循環線

追加する部分

鳥取市南隈字曾崎、字五輪、字瓜ヶ隈、字孤隈ノ二、字東土居、字鉄炮田、字早免、字西土居及び字浄土田、賀露町字東横江、字西横江、字東三五田、字東高繩手、字小物尾、字東横枕、字下り松、字大津和、字塩入、字東河原、字西今津畑方、字中瀬ノ一及び字松林並びに晚稲字下陳後、字上陳後、字前田馬上免字白毛及び字柿免追後

3 三・四・二十号晚稲南隈線

追加する部分

鳥取市晚稲字柿免追後及び字追後並びに南隈字東折返、字西折返、字五輪及び字瓜ヶ隈

4 三・五・七号末広滝山線

変更する部分

鳥取市立川町四丁目及び五丁目

5 三・六・四号立川甌山線

変更する部分

鳥取市立川町五丁目

鳥取県告示第七百七十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定に基づき、次の都市計画を変更しようとするので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により告示する。

当該都市計画の案は平成七年十二月八日から同月二十二日まで鳥取市役所（鳥取市尚徳町一一六）において公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成七年十二月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 都市計画の種類及び名称

鳥取都市計画市街化区域及び市街化調整区域

二 都市計画を変更する土地の区域

市街化区域

追加する部分

鳥取市江津字水押通、秋里字上巻町ヶ坪、字西須原及び字下大石橋、南隈字曾崎、字五輪、字東折返、字西折返、字瓜ヶ隈、字孤隈ノ二、字鉄炮田、字東土居、字西土居、字早免、字北浦官分、字浄土田及び字総斗田、晚稲字船戸、字上赤田、字下総斗田、字中赤田、字下赤田、字白毛、字柿免追後、字追後、字宮分、字前田馬上免、字東土居、字西土居、字上陳後及び字下陳後並びに賀露町字東横江、字西横江、

字東三五田、字東高繩手、字小物尾、字東横枕、字長刀田、字西長源寺、字東長源寺、字下り松、字今津田方、字大津和、字塩入、字北川測、字西河原、字西外河原、字東河原、字東外河原、字中瀬ノ一、字中瀬ノ二、字西今津畑方、字今津畑方、字松林、字東今津畑方、字柳内田方及び字中瀬ノ三

鳥取県告示第七十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定に基づき、次の都市計画を変更しようとするので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により告示する。

当該都市計画の案は平成七年十二月八日から同月二十二日まで鳥取市役所（鳥取市尚徳町一六）において公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成七年十二月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 都市計画の種類及び名称

鳥取都市計画土地区画整理事業 千代水第二土地区画整理事業

二 都市計画を変更する土地の区域

追加する部分

鳥取市賀露町字東横江、字西横江、字東三五田、字東高繩手、字小物尾、字東横枕、字長刀田、字西長源寺、字東長源寺、字下り松、字今津田方、字大津和、字塩入、字北川測、字西河原、字西外河原、字東河原、字東外河原、字中瀬ノ一、字中瀬ノ二、字西今津畑方、字今津畑方、字松林、字東今津畑方及び字柳内田方、晚稲字船戸、字上赤田、字下総斗田、字中赤田、字下赤田、字白毛、字柿免追後、字追後、字宮分、字前田馬上免、字東土居、字西土居、字上陳後及び字下陳後、南隈字

曾崎、字五輪、字東折返、字西折返、字瓜ケ隈、字孤隈ノ一、字鉄炮田、字東土居、字西土居、字早免、字北浦官分、字浄土田及び字総斗田、江津字水押通並びに秋里字上菅町ケ坪、字西須原及び字下大石橋

公 告

保健婦助産婦看護婦法（昭和23年法律第203号。以下「法」という。）第18条の規定により、准看護婦試験を次のとおり実施する。

平成7年12月8日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

1 試験の日時

平成8年2月22日（木）午前10時から午後3時まで

2 試験の場所

鳥取市江津318-1 鳥取県看護研修センター

鳥取市西町二丁目311 鳥取市福祉文化会館

3 試験科目

解剖生理、栄養、薬理、病理、微生物、保健医療、関係法規、精神保健、基礎看護、成人看護、老人看護及び母子看護

4 受験資格

次の(1)から(6)までのいずれかに該当する者であること。

- (1) 文部大臣の指定した学校において2年の看護に関する学科を修めた者（平成8年3月31日までに当該学科を修める見込みの者を含む。）
- (2) 厚生大臣の定める基準に従い都道府県知事の指定した准看護婦養成所を卒業した

<p>者（平成8年3月31日までに当該養成所を卒業する見込みの者を含む。）</p> <p>(3) 文部大臣の指定した学校において3年以上看護婦になるのに必要な学科を修めた者（平成8年3月31日までに当該学科を修める見込みの者を含む。）</p> <p>(4) 厚生大臣の指定した看護婦養成所を卒業した者（平成8年3月31日までに当該養成所を卒業する見込みの者を含む。）</p> <p>(5) 外国の看護婦学校を卒業し、又は外国において看護婦免許を得た者で、厚生大臣が(3)又は(4)に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められたもの</p> <p>(6) 外国の看護婦学校を卒業し、又は外国において看護婦免許を得た者のうち、(5)に該当しない者で、厚生大臣の定める基準に従い、鳥取県知事が適当と認められたもの</p> <p>5 受験願書の受付期間 平成8年1月5日（金）から同月12日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。） なお、郵送による場合は、平成8年1月12日までの消印のあるもの限り受け付けらる。</p> <p>6 受験願書の提出先 〒680-70 鳥取市東町一丁目220 鳥取県福祉保健部医務課（特参又は郵送によること。）</p> <p>7 受験願書の添付書類 (1) 履歴書 (2) 4の(1)から(4)までのいずれか1に該当する者であるときは、修業証明書又は卒業証明書（平成8年3月31日までに学科を修め、又は養成所を卒業する見込みの者にあつては、修業見込証明書又は卒業見込証明書とする。この場合、同日までに修業証明書又は卒業証明書を提出すること。） (3) 4の(5)又は(6)に該当する者であるときは、外国の看護婦学校を卒業し、又は外国において看護婦免許を得たことを証する書面 (4) 写真（出願前6月以内に脱帽して正面から上半身を撮影した縦6センチメートル横4センチメートルのもので、その裏面に撮影年月日及び氏名を記載したものである。）</p>	<p>なお、その写真が本人のものに相違ない旨の受験資格に係る学校又は養成所の証明書（当該証明書の交付を受けることができない者にあつては、その写真と照合することのできる写真の付いた身分証明書その他の書面とする。この場合、当該書面は後日返付するので、430円切手をはったあて先明記の返信用封筒を同封すること。）を添付すること。</p> <p>8 受験手数料及び納付方法 受験手数料は、6,400円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の収入証紙はり付け欄にはり付けて納付すること。この場合、消印しないこと。 なお、県外から送付する場合は、現金書留で6,400円を納付すること。</p> <p>9 合格者の発表等 平成8年3月15日（金）午前9時に、合格者の受験番号を鳥取県庁の本庁舎1階の掲示板に掲示するとともに、当該合格者には合格証書を交付する。</p> <p>10 その他 (1) 受験願書及び履歴書の用紙は、鳥取県福祉保健部医務課において交付する。その交付、試験に関する照会等を郵便によつて行う場合には、80円切手をはった、あて先明記の返信用封筒を同封すること。 (2) 試験の詳細については、鳥取県福祉保健部医務課（電話0857-26-7190）に照会すること。</p>
---	--